

○東京藝術大学藝大世界発信プロジェクト基金に関する要項

〔平成23年3月4日〕
制 定

改正 平成24年4月1日 平成25年10月24日
平成27年5月14日

(趣旨)

第1条 この要項は、藝大世界発信プロジェクト基金（以下「基金」という。）について、使途等必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「基金」とは、東京藝術大学創立120周年記念事業募金において、本学の教育研究成果を世界に向けて発信するための活動資金として受け入れた寄附金をいう。

(使途)

第3条 基金の使途は、本学の教員又は学生が行う次の教育研究活動の経費とする。

- (1) 海外での展覧会
- (2) オーケストラ等の海外公演
- (3) 国際共同映画制作
- (4) 創作作品・研究成果の海外発表
- (5) その他学長が必要と認める活動

2 基金の使途は、教育研究評議会及び役員会の意見を参考として学長が決定する。

(管理)

第4条 基金の管理は、東京藝術大学会計通則第23条に定める経理責任者が行う。

(事務)

第5条 基金に関する事務は、国際企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年3月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。